

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：東京化成工業株式会社 荻野 忠芳)

化学物質に関する法律で平成25年9月から12月までに改正等のあったものの概要を紹介致します。これらは、概要のため、すべての内容は網羅されていません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認下さい。

1. 麻薬及び向精神薬取締法関係

政令第355号(平成25年12月20日付官報)により、以下の3品目が麻薬に指定されました。

- ① 2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン)及びその塩類
- ② 3-[1R,2R]-3-(ジメチルアミノ)-1-エチル-2-メチルプロピル]フェノール(別名タペントール)及びその塩類
- ③ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類

(施行日：平成26年1月19日)

2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第4号及び第5号(平成25年12月20日付官報)により、優先評価化学物質に下記22物質が指定され、2物質の指定が取り消されました。

【今回、指定された化学物質】

(通し番号:142~163)

- ① チオシアン酸銅(Ⅰ)
- ② 炭化ケイ素
- ③ 二塩化ニッケル(Ⅱ)
- ④ 三酸化クロム(VI)
- ⑤ ビス(スルファミン酸)ニッケル(Ⅱ)
- ⑥ 二塩化酸化ジルコニウム
- ⑦ 硫酸ニッケル(Ⅱ)

- ⑧ 3-クロロプロベン(別名塩化アリル)
- ⑨ 2-イソプトキシエタノール
- ⑩ アリル=ヘプタノアート
- ⑪ 2,2',2"-ニトリロ三酢酸のナトリウム塩
- ⑫ N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド
- ⑬ クロロベンゼン
- ⑭ p-トルイジン
- ⑮ クレゾール
- ⑯ 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール
- ⑰ N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
- ⑱ ナトリウム=3,5-ジクロロ-2,4,6-トリオキソ-1,3,5-トリアジナン-1-イド(別名ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム)
- ⑲ 2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン
- ⑳ アクリル酸重合物のナトリウム塩

㉑ コールタール

㉒ コールタールピッチ

【今回、指定が取り消された化学物質】

- ① トリナトリウム=2,2',2"-ニトリロトリアセタート(通し番号:120)
- ② o-クレゾール(通し番号:127)
備考：どちらも今回、指定された物質範囲含有のため取消し。今後は、各々「2,2',2"-ニトリロ三酢酸のナトリウム塩」、「クレゾール」として届出が必要。

【経済産業省ホームページ】

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_13122001.html

3. 薬事法 関係

1) 「指定薬物」の指定(その1)

厚生労働省令第120号(平成25年10月21日付官報)により、以下の7物質が「指定薬物」として指定されました。

- ①キノリン-8-イル=1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ②キノリン-8-イル=1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキシラート及びその塩類
- ③N-(ナフタレン-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ④N-(ナフタレン-1-イル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ⑤1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- ⑥1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサノール-1-オン及びその塩類
- ⑦1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

(施行日：平成25年11月20日)

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000026854.html>】

2) 「指定薬物」の指定(その2)

厚生労働省令第128号(平成25年12月13日付官報)により、以下の物質群が「指定薬物」として包括指定されました。

- ①2-アミノ-1-フェニル-プロパン-1-オン(以下「基本骨格」という。)の2位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、3位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、ベンゼン環の2位から6位まで

に水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の2位、3位若しくは4位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合している物であって基本骨格の2位、3位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ. 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)に規定する覚せい剤

ロ. 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に規定する麻薬及び向精神薬

第 一 欄
一. メチルアミノ基 二. エチルアミノ基 三. ジメチルアミノ基 四. ジエチルアミノ基 五. メチルエチルアミノ基 六. ーピロリジニル基
第 二 欄
一. メチル基 二. エチル基
第 三 欄
一. メチル基 二. エチル基 三. メトキシ基 四. メチレンジオキシ基 五. フッ素原子 六. 塩素原子 七. 臭素原子 八. ヨウ素原子

(施行日：平成26年1月12日)

【厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000032081.html>】

4. 東京都薬物の濫用防止に関する条例関係

東京都告示第1337号(平成25年9月13日付東京都公報)により、4物質が知事指定薬物に指定されました。その後、2物質が薬事法の指定薬物に指定されたため削除、平成25年末時点での知事指定薬物は以下の2物質となります。

- ①1-フェニル-2-(ピペリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類
- ②N-[3-(2-メトキシエチル)-4,5-ジメチル-2(3H)-チアゾールイリデン]-2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類

5. 労働安全衛生法関係

1) 新規化学物質の名称の公表

厚生労働省告示第311号(平成25年9月27日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき新規化学物質の名称が、新たに257件公示されました。

(通し番号 22472~22728)

【安全衛生情報センターホームページ】

<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-137-1-0.htm>】

2) 強度の変異原性が認められた化学物質

基発第1128第3号 厚生労働省労働基準局長通達(平成25年11月28日付)により、48の化学物質について強度の変異原性が認められたため、指針に基づく措置を講ずるよう通達されました。

また、1物質が措置の対象から除外されました。対象となる化学物質など、詳細については、下記をご参照ください。

【愛知産業保健推進センターホームページ】

<http://sanpo23.jp/archives/infomation/1601/>】

3) 化学物質による健康障害防止指針の改正

厚生労働大臣は、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき、がんを起こすおそれのある化学物質について、労働者の健康障害を防止するための指針を公表しています。平成

25年10月1日付けで指針が改正され、同日から適用されました(健康障害を防止するための指針公示第24号)。

【改正の概要】

1) 対象物質の追加

長期毒性試験で実験動物にがんを引き起こすことが確認されたことから、「N,N-ジメチルアセトアミド」が対象物質として追加されました。

2) 適用範囲の変更

特定化学物質障害予防規則等の改正により「1,2-ジクロロプロパン」の洗浄・払拭業務について、発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられました。これに伴い、洗浄・払拭業務については、一部の規定(危険有害性等の表示・譲渡提供時の文書交付)を除き、指針の適用除外となりました。

【指針に定める措置の内容】

労働者に対象物質等を製造させる、または、取り扱わせる事業者は、次の措置を講じる必要があります。

1. 対象物質へのばく露を低減させるための措置
2. 作業環境測定
3. 労働衛生教育
4. 労働者の把握
5. 危険有害性等の表示、譲渡提供時の文書交付

詳細については、下記をご参照ください。

【厚生労働省ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131029-1.pdf>】